

「戦闘作戦行動」について（政府統一見解）

（昭和四七、六、七 衆・沖特委）

○中谷委員 前回、事前協議の主題となる戦闘作戦行動についての戦闘作戦行動についての政府の統一見解を求めましたが、この機会にお延べ頂きたいと思えます。

○高島政府委員 お読みします。

（一） 事前協議の主題となる「日本国から行われる戦闘作戦行動のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用」という「戦闘作戦行動」とは、直接戦闘に従事することを目的とした軍事行動をさすものであり、したがって、米軍がわが国の施設・区域から発進する際の任務・態様がかかる行動のための施設・区域の使用に該当する場合には、米
国はわが国と事前協議を行なう義務を有する。

（二） 我が国の施設・区域を発信基地として使用するような戦闘作戦行動の典型的なものとして考えられるのは、航空部隊による爆撃、空挺部隊の戦場への降下地上部隊の上陸作戦等であるがこのような典型的なもの以外の行動については個々の行動の任務・態様の具体的内容を考慮して判断するよりほかない。

（三） 事前協議の主題とされているのは「日本国から行われる戦闘作戦行動のための基地としての施設・区域の使用」であるから、通常の補給、移動、偵察等直接戦闘に従事することを目的としない軍事行動のための施設・区域の使用は、事前協議の対象とならない。

■68-衆-沖縄及び北方問題に関する…-17号 昭和47年06月07日

○吉野政府委員 御承知のとおり、事前協議はいままでわれわれも受けたことがございませんから、したがってそれがいつ行なわれるかということについての指針は何らございませんが、しかしながら、われわれの想像するところによりますと、要するに日本の基地から直接戦闘作戦行動を起こすということであるわけでございますから、最小限度その行動を起こす以前であれば足りるわけなんですが、しかしながら政治的に考えますと、日本の基地をその目的のために使うということは、日米両政府にとりまして非常に重大な決意が要るわけでございます。したがって、このようなことにつきまして、われわれに事前協議をかけてくる米国政府の態度といたしましては、作戦準備とかいような技術的な行動の前に、そもそも日本の基地を使って作戦行動を行なってよろしいかどうかという、もっと政治的な判断が先行すべきだろうと思ひますし、また、それについて日本側の同意を前もって求めておかなければいかぬということになると思ひますから、これらの行動は技術的には併行して行なわれる可能性はございますが、しかしながら、われわれに対して相談をしかけてくる時期というものは、政治的な考慮から、したがって時間的にもそういう行動を起こす相当前からわがほうにいつてくるのじゃないか、このようにわれわれは想像しておる次第でございます。

■189-衆-本会議-28号 平成27年05月26日

○内閣総理大臣（安倍晋三君）

安保条約を改定したときにも、戦争に巻き込まれるといった批判が噴出しましたが、そうした批判が全く的外れなものであったことは、既に歴史が、皆さん、証明しています。

したがって、戦争法案という批判は、全く根拠のない、無責任かつ典型的なレッテル張りであり、恥ずかしいと思ひます。

■189-参-本会議-34号 平成27年07月27日

○内閣総理大臣（安倍晋三君）

私が日米安保条約の改定やPKO法の制定時のことについて述べたのは、当時も憲法違反や戦争に巻き込まれるといった批判が噴出しましたが、そうした批判が全く的外れなものであったことはこれまでの歴史が証明しているからであります。国民の命と平和な暮らしを守り抜くための今回の法案の必要性についても、これまでと同様、必ずや国民の皆様にも正しく御理解をいただけるものと考えています。

Gen. Dave Goldfein

@GenDaveGoldfein

フォローする

Check out this awesome display of combat #Airpower from Kadena AB, Japan! Fight's on! #F15 #KC135 #HH60 #A3 @PACAF @AirMobilityCmd

英語から翻訳



2,587
リツイート

2,798
いいね



平成29年(2017年)3月24日

第243回幹事会

軍事的安全保障研究に関する声明

日本学術会議

日本学術会議が1949年に創設され、1950年に「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」旨の声明を、また1967年には同じ文言を含む「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を発した背景には、科学者コミュニティの戦争協力への反省と、再び同様の事態が生じることへの懸念があった。近年、再び学術と軍事が接近しつつある中、われわれは、大学等の研究機関における軍事的安全保障研究、すなわち、軍事的な手段による国家の安全保障にかかわる研究が、学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にあることをここに確認し、上記2つの声明を継承する。

科学者コミュニティが追求すべきは、何よりも学術の健全な発展であり、それを通じて社会からの負託に応えることである。学術研究がとりわけ政治権力によって制約されたり動員されたりすることがあるという歴史的な経験をふまえて、研究の自主性・自律性、そして特に研究成果の公開性が担保されなければならない。しかるに、軍事的安全保障研究では、研究の期間内及び期間後に、研究の方向性や秘密性の保持をめぐって、政府による研究者の活動への介入が強まる懸念がある。

防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」(2015年度発足)では、将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多い。学術の健全な発展という見地から、むしろ必要なのは、科学者の研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が尊重される民生分野の研究資金の一層の充実である。

研究成果は、時に科学者の意図を離れて軍事目的に転用され、攻撃的な目的のためにも使用されうるため、まずは研究の入り口で研究資金の出所等に関する慎重な判断が求められる。大学等の各研究機関は、施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである。学協会等において、それぞれの学術分野の性格に応じて、ガイドライン等を設定することも求められる。

研究の適切性をめぐっては、学術的な蓄積にもとづいて、科学者コミュニティにおいて一定の共通認識が形成される必要があり、個々の科学者はもとより、各研究機関、各分野の学協会、そして科学者コミュニティが社会と共に真摯な議論を続けて行かなければならない。科学者を代表する機関としての日本学術会議は、そうした議論に資する視点と知見を提供すべく、今後も率先して検討を進めて行く。

■安全保障と学術に関する検討委員会（平成29年3月7日）議事録抜粋

- ① 声明は防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度への応募を否定するものではないこと（個々の大学等の判断で応募可能 = 「大学等の各研究機関は…審査する」）

○杉田委員長 ……ですから、ただ、一方、ここはもちろん研究資金の出所がどこどこであれば包括的に駄目であるということも言っております。これも声明は曖昧だという批判をする方々もいると思いますけれども、防衛装備庁だから一切受けるなというふうにここは言っております。ただ、出所がそういう軍事関係機関であれば、やはり慎重に考えるというのが当然、それはアメリカ等においても、それは別扱いで、ほかの民生資金とは別に扱っているということは、この委員会でもかなり議論したところでございますので、そして、それはなぜかということについては、それなりの理由があるということでございますので、そういう意味で、実は限定は、この声明の中でもある程度はできているという構造は、ちょっと言及しておきます。（p.28）

○杉田委員長 今、山極委員がおっしゃった点も、いろいろ悩むところがございますが、これは防衛装備庁の制度については、今、山極委員がおっしゃっている趣旨は、例えば応募は望ましくないとか、そういうふうに行けば大学としては迷わないということだと思うのですが、他方では、大西委員が先ほどおっしゃったのは、例えば外部専門家にすればオーケーだと、そういうふうに行くべきだという、全く逆のことをおっしゃっているわけございまして、私の今回の提案は、その両方とも、まとまらないだろうということをやむを得ず、「問題が多い」ということになっているわけでございます。

「問題が多い」と言えば、大学も問題が多いんだなということ、しかし問題は多いけれどもうちはどうしてもやりますという大学までは面倒見られませんということでございます。（p.36）

- ② 「継承する」とは、軍事研究の禁止を継承したものではなく、過去二回の声明の基底にある過去の政府による軍事研究への科学者動員の問題から学術の健全な発展における危惧を継承したものであること

○杉田委員長 ……そういう立場からしますと、この50年声明、67年声明を継承するのですが、それは特に、今申し上げた点で言えば憲法23条、つまり学問の自由、あるいは学術の健全な発展と軍事的安全保障研究との関係ということを主軸として我々は論じてきまして、それについてここに声明する。50年声明をその点において継承し、発展させるという、そういうことを意図して、このようにとりあえず御提案させていただいたわけでございます。（p.20）

○杉田委員長 ……ですから、継承というのは、単に同じことをオウムのように言っているということではない。その意味では、全くの反復ではございませんが、あえて発展というふうに先ほどちょっと言いましたが、ちょっとそれはおこがましいかもしれませんが、発展とまでは言えないまでも、現在の段階の中で、現在の状況の中で、その趣旨を生かしながら、新たな論点を付け加えたと。あるいは50年声明の中に既にあった、この戦争動員に対する危惧という学術の動員に対する危惧という点を、ここに浮き彫り

にしましたと、そういうふうな趣旨であります。(p.33)

③ 過去二回の声明における「戦争」とは国際法で禁止されている侵略戦争のみを意味するとの解釈を否定しないこと

○杉田委員長・・・ただ、今回この委員会で審議したことによって得られたものも、私はあるのではないかというふうに思っているわけです。というのは、50年声明というのは、軍事目的、戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わないという非常に強い文言でございますけれども、では、戦争とは何かということは定義されているわけではありません。実はこのところで、例えば戦争というのは侵略戦争であると、これは1928年の不戦条約以来、戦争が違法化された結果、自衛、通常、人々は戦争と呼んでいるものは皆、自衛的な行為とか、自衛権の行使とかいうふうに言われているという、こういう現状に鑑みて、戦争というのは、例えば侵略戦争であるというふうに仮に読んでしまいますと、この50年宣言は自衛と名が付けばオーケーだと、そういうふうにも読むことは実は可能であるわけでございます。(p.18)

■1950年 戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明（声明）

日本学術会議は、1949年1月、その創立にあたって、これまで日本の科学者がとりきつた態度について強く反省するとともに科学文化国家、世界平和の礎たらしめようとする固い決意を内外に表明した。

われわれは、文化国家の建設者として、はたまた世界平和の使として、再び戦争の惨禍が到来せざるよう切望するとともに、さきの声明を実現し、科学者としての節操を守るためにも戦争を目的とする科学の研究には、今後絶対に従わないというわれわれの固い決意を表明する。

■1967年 軍事目的のための科学研究を行なわない声明

われわれ科学者は、真理の探究をもって自らの使命とし、その成果が人類の福祉増進のため役立つことを強く願望している。しかし、現在は、科学者自身の意図の如何に拘らず科学の成果が戦争に役立たされる危険性を常に内蔵している。その故に科学者は自らの研究を遂行するに当って、絶えずこのことについて戒心することが要請される。

今やわれわれを取りまく情勢は極めてきびしい。科学以外の力によって、科学の正しい発展が阻害される危険性が常にわれわれの周辺に存在する。近時、米国陸軍極東研究開発局よりの半導体国際会議やその他の個別研究者に対する研究費の援助等の諸問題を契機として、われわれはこの点に深く思いを致し、決意を新たにしなければならない情勢に直面している。既に日本学術会議は、上記国際会議後援の責任を痛感して、会長声明を行った。

ここにわれわれは、改めて、日本学術会議発足以来の精神を振り返って、真理の探究のために行われる科学研究の成果が又平和のために奉仕すべきことを常に念頭におき、戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わないという決意を声明する。

6

※2017/3/7 議事録の抜粋箇所は日本学術会議事務局による選択箇所に基づく